

# 人権教育の二つの視点

人権教育とは、二〇〇〇年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と規定されています。人権教育を推進するにあたっては、学校教育と社会教育の二本の柱を中心としています。学校教育においては、教育活動全体を通して発達段階に応じた人権教育を行い、社会教育においても幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージにおける教育・啓発活動を行っています。

① 普遍的な視点  
 普遍的な視点に立った学習というものは、人権教育において欠くことのできない普遍的な真理や価値に迫っていく学習のことです。  
 人権の概念、個人の尊重、法の下の平等、人権の歴史、人権に関する条約・規約・宣言等、人間や生命の尊厳、自尊心の育成などについて学ぶことにより、人権そのものに対する理解を深めていきます。

② 個別的な視点  
 個別的な視点に立った学習とは、私たちの身の回りにある様々な人権課題に関して学習することです。現在は次のような人権課題が挙げられています。  
 女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティ等、ホームレス、日本人拉致問題などです。さらに、各種のハラスメントなども人権課題として認識されるようになってきました。これらの課題は、その重要度を比較することに意味はなく、「序列・軽重なし」の考え方に立脚しています。また、すべての課題に取り組むことは意義深いことですが、一つの課題を重点的に学ぶことによって、人権に対する認識を高めることも可能です。

③ 二つの視点  
 もちろん、二つの視点にも序列や軽重はありません。二つの視点から人権問題を学ぶことによって、それぞれで学んだことがもう一方の理解の助けとなるという相乗効果を生み出します。まさに普遍的視点と個別的視点は表裏一体の関係にあり、分かつことはできないものです。人権教育を進めるにあたっては、二つの視点を効果的に取り入れ、学習を組み立てていくことが大切なのです。

市人権推進課(教育庁舎1階)  
 〒322-2122  
 FAX 33-3525

Mail:jinkensuisin@city.komatsushima-tokushima.jp

## 市民文芸 花みずき歌壇 (346) 松並敦子・選

この町は過疎化なりても高台の「あいさい広場」は賑わい銀座  
 立江町 湯浅かや子

スイカには塩か砂糖と言う論議してる間にキンキン冷える  
 立江町 大西 和美

長らえて振り向く来し方自分史を記すか満天の星を見つめる  
 江田町 深田 伴子

水田の早苗は日ごと緑まし風で臥す間に初夏の装い  
 田浦町 太田カツミ

迷い来し野鳩の夫婦軒下に新婚らしく巣作り始む  
 赤石町 田原トシ子

若葉萌え年毎に咲く花は咲く眺めるわれは九十歳なり  
 櫛漕町 松下 玉枝

思い出は五月晴なり家々に高だかと揚がる鯉のぼりかな  
 坂野町 橋本千代乃

玄関の鉢植えの梅今年も十粒青き実をつけ日毎色づく  
 横須町 三宅 敏恵

河口なる神田瀬川に風立ちて波間に躍る夏のきらめき  
 横須町 福島 夢栄

咲きみちて姫胡蝶花はありふるさとを語らんとして花弁はふるう  
 田浦町 西 照子